

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から同年8月まで
私の国民年金保険料は、夫の保険料と共に国民年金に加入していた全ての期間について納付したはずであり、申立期間の国民年金保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、5か月と短期間である申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることが確認できる。当該納付済期間のうち、昭和44年7月1日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、その時点で納付することができなかった期間の国民年金保険料は、全て特例納付している上、申請免除期間の保険料についても全て追納しているなど、納付意識が非常に高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録によると、申立期間前の平成4年4月から6年3月までの申立人の国民年金保険料が、毎月、ほぼ同じ日に納付されていることが確認できる上、申立期間の前後を通じて申立人及びその夫の仕事に変更は無いなど、申立期間当時の生活状況に変化はうかがえないことを踏まえると、納付意識の高い申立人が、申立期間についても、申立期間前と同様に発行されたと考えられる納付書により、申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

昭和52年4月に婚姻したが、婚姻後は嫁ぎ先の義理の両親が国民年金保険料を納付してくれていたため、申立期間の1年間のみが未納であるはずがない。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間に未納は無い。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の義理の両親は、申立期間を含め国民年金加入期間に未納が無いことから、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の婚姻前の未納期間（昭和49年4月から同年12月まで）の国民年金保険料が、婚姻後の昭和55年6月に特例納付されていることを踏まえると、納付意識の高かった申立人の義理の両親が、申立期間直後の53年4月以降の国民年金保険料を納付しながら、申立期間の保険料のみを未納のままにしていたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は、昭和20年5月30日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年10月1日から20年5月30日まで
私のA社における厚生年金保険の加入記録が、昭和17年6月1日から18年10月1日までとなっているが、私は、20年5月まで会社に在籍していた。18年10月に会社を退職した覚えは無いので、厚生年金保険の被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び申立期間後に勤務した事業所が保管する履歴表から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、昭和17年4月1日に被保険者資格を取得し、18年10月1日に当該事業所における被保険者資格を喪失した記録が記載されているが、当該被保険者台帳の作成時期より前に作成された当該事業所に係る申立期間当時の健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人は、17年4月1日に被保険者資格を取得したことは確認できるものの、資格喪失日は記載されておらず、当該被保険者台帳に資格喪失日が18年10月1日と記載されていることは不自然である。

さらに、当該被保険者名簿によると、申立人と同様に資格喪失日の記載が無い被保険者が複数存在していることが確認できるところ、当該事業所を管轄する日本年金機構の事務センターは、当該被保険者名簿において資格喪失日の記載が無い被保険者については、当該事業所が昭和20年5月

30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、その日まで在職していたと推測する旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年5月30日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記録されている申立人に係る標準報酬等級の記載から40円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和56年2月から同年7月までの期間、同年9月、61年10月から62年7月までの期間及び同年9月から同年12月までの期間を20万円、63年1月を19万円、同年2月から同年7月までの期間を20万円、同年8月を19万円、同年9月及び同年10月を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月10日から平成4年5月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、昭和49年1月10日から平成4年5月1日までの期間について、20万円から25万円ぐらいの給与が支給されていたにもかかわらず、標準報酬月額が低めに届けられているようなので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額と給与支給額との相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額は、申立人が所持する給与明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、昭和56年2月、同年5月から同年7月までの期間、同年9月、61年10月、同年12月から62年6月までの期間、同年9月から同年10月までの期間及び同年12月を20万円、

63年1月を19万円、同年3月から同年5月までを20万円、同年8月を19万円、同年10月を20万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、申立人が給与明細書を所持していない期間（申立期間220か月のうち187か月）については、申立人の報酬月額及び保険料控除額を確認できる資料は無いが、当該期間のうち、昭和56年3月及び同年4月、61年11月、62年7月、同年11月、63年2月、同年6月及び同年7月、同年9月は、前後の期間の給与明細書の保険料控除額及び報酬月額から、20万円に相当する厚生年金保険料が控除されているとともに、20万円以上の報酬があったと推認できることから、申立人の標準報酬月額は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、給与明細書において確認できる報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和56年8月、同年10月、61年1月及び同年2月、同年5月、同年9月、62年8月、平成元年3月、2年6月及び同年7月、同年10月については、申立人のオンライン記録の標準報酬月額が、申立人が所持する給与明細書で確認できる報酬月額を上回っていないこと、又は、同明細書で確認できる保険料控除額から算定される標準報酬月額を上回っていないことが確認できることから、当該期間の記録訂正をする必要は認められない。

一方、申立期間のうち、昭和49年1月から56年1月まで、同年11月から60年12月まで、61年3月及び同年4月、同年6月から同年8月まで、63年11月から平成元年2月まで、同年4月から2年5月まで、同年8月及び同年9月、同年11月から4年4月までの期間については、いずれの期間も申立人の保険料控除額を確認できる関連資料及び周辺事情は無い上、これらの期間のうち、昭和61年3月及び同年4月、同年6月から同年8月まで、平成2年8月及び同年9月については、申立人のオンライン記録の標準報酬月額が、申立人が所持する前後の期間の給与明細書から推認できる保険料控除額から算定される標準報酬月額を上回っていないものと考えられることから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月16日から同年8月16日まで

私は、昭和44年6月20日から45年3月末までの期間、A事業所の非常勤職員として、また、同年5月1日から同年8月15日までの期間、同事業所の非常勤職員として勤務した後、同年8月16日に本採用となった。

私は、昭和45年5月1日に採用されてから本採用となるまで継続して勤務していたにもかかわらず、資格喪失日が同年7月16日となっていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所から提出された人事記録及び人事異動通知書並びに雇用保険の加入記録等から判断すると、申立期間において、申立人がA事業所の非常勤職員として継続して勤務していたことが認められる。

そして、B事業所は、「非常勤職員から本採用となった場合、年金加入は継続する取扱いであった。未加入期間が生じていれば、事務手続の誤りであったと思われる。」と回答していることなどから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年4月1日から19年12月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における14年4月から17年8月までの標準報酬月額に係る記録を26万円、同年9月から19年1月までを30万円、同年2月及び同年3月を32万円、同年4月を34万円、同年5月を32万円、同年6月から同年11月までを26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年12月1日から22年1月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月まで、20年4月から同年6月まで、及び21年4月から同年6月までは標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における19年12月から21年12月までの標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年3月1日から22年1月1日まで
私がA社で働いていた際に給料から控除されていた厚生年金保険料と国に納めている保険料が違っている。

会社に勤めていた時の給与支給明細表と会社からもらった賃金台帳の写しを提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年3月1日から22年1月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、

特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成 14 年 3 月 1 日から 19 年 12 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから厚生年金特例法を、19 年 12 月 1 日から 22 年 1 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額と給与支給額との相違について申し立てているところ、申立期間のうち、平成 14 年 3 月 1 日から 19 年 12 月 1 日までの期間については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることからこれらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された賃金台帳で確認できる厚生年金保険料額及び報酬月額から、平成 14 年 4 月から 17 年 8 月までは 26 万円、同年 9 月から 19 年 1 月までは 30 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 32 万円、同年 4 月は 34 万円、同年 5 月は 32 万円、同年 6 月から同年 11 月までについては 26 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成 14 年 3 月については、賃金台帳で確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることから、標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

なお、申立期間のうち、厚生年金特例法によるあっせんの対象となる期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」によると、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額 20 万円に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ていることが認められ、事業主は賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行し

ていないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年12月1日から22年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると20万円と記録されているものの、申立人から提出された賃金台帳によると、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月まで、20年4月から同年6月まで、及び21年4月から同年6月までは標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における平成19年12月から21年12月までの標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月31日から同年2月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社での加入期間が平成2年6月1日から3年1月31日までになっていた。
当時、私はA社を平成3年1月31日付けで依願退職していたため、資格喪失日は同年2月1日になるはずである。
申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録及び事業主の回答から、申立人が平成3年1月31日までA社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所は、「月末締め翌5日支払で、保険料は当月控除していた。」「申立人の1月分の給与から厚生年金保険料を控除した。」と回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成2年12月のオンライン記録から、11万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、事業主が資格喪失日を平成3年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを誤って同年1月31日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失

日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年2月21日から同年7月21日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を3年2月21日に、資格喪失日に係る記録を同年7月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月20日から3年7月21日まで

私は、平成2年2月20日から3年7月まで、A社に勤務したが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間は未加入となっていた。

申立期間において当該事業所に勤務していたことは事実なので、厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年2月21日から同年7月21日までの期間について、同僚が所持するA社の社員住所録には、申立人の入社年月日が、3年2月21日である旨記載されており、同社では同日以降、申立人を正社員としていたことが推認できる。

また、社員住所録に記載されたA社の正社員と考えられる者の人数と、申立期間において当該事業所で厚生年金保険に加入している者の人数はおおむね一致している。

さらに、当該事業所の経理担当者は、「正社員は必ず社会保険に加入していた。」と証言している。

これらの事情を踏まえると、申立人は、申立期間のうち、平成3年2月21日から同年7月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が当該事業所に入社する際に、当該事業所の代表取締役とともに申立人の面接を行った関連事業所の取締役の証言に基づき、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、関係資料が存在しないため確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われていないと認められる。その結果、社会保険事務所は申立人に係る平成3年2月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成2年2月20日から3年2月21日までの期間について、社員住所録以外に申立人の在籍に関する記録は無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 58 年 9 月までの期間及び同年 12 月から 60 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 8 月から 58 年 9 月まで
② 昭和 58 年 12 月から 60 年 9 月まで

申立期間の国民年金保険料が納付されていないとして A 市役所から男性の集金人が自宅に来たので、妻である私が、1 か月分ずつを昭和 61 年中頃まで、その集金人に納付した。

領収書は受け取った記憶が無いが、毎月保険料を納付していたので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、未納になっていた申立期間①及び②の国民年金保険料を、A 市役所から自宅に集金に来ていた男性に、自身が毎月納付していたと主張するが、申立人の国民年金手帳記号番号の二つ前の記号番号の者が 20 歳到達時の平成 6 年 10 月 18 日に国民年金被保険者資格を新規取得していることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、同年 10 月以降と推認されるところ、オンライン記録及び A 市の国民年金被保険者記録票によれば、申立人の国民年金被保険者資格取得日は同年 10 月 1 日となっており、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われている。このため、申立人の妻は、制度上、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人の国民年金への加入手続に関する申立人の妻の記憶は定かではない上、申立人に対して、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付

することが可能な別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、祖父と一緒に役場に行き、ほかの申請免除期間の保険料と一緒に追納した。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は、申立期間の前後の期間（昭和60年6月から61年3月までの期間及び62年4月から平成7年3月までの期間）について申請免除を受け、平成7年6月1日に、当該申請免除期間分の国民年金保険料がまとめて追納されていることが確認できるが、申立期間については申請免除期間とはされていないことから、申立期間の前後の期間を追納した時点では、申立期間の保険料は、既に納期限を経過し、時効により納付することはできない。

また、申請免除の手続及び申立期間の保険料の納付を行ったとする申立人の祖父は既に死亡していることから、申立期間当時の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の祖父が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から60年9月まで
昭和60年10月頃、市役所職員から「今まで納付できなかった期間の国民年金保険料として10万円納付すればよい。」と言われたので、A市B町の自宅から車で同市C町にあった支所に出向き、現金で納付した。申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年10月頃に申立期間の国民年金保険料として10万円を納付したと主張しているが、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することはできない期間となっている。

また、申立人は、「A市B町の自宅から車で同市C町にあった支所（現在のA市D区役所）に出向き、現金で納付した。」と述べているが、D区役所が開設されたのは平成元年4月であり、それ以前に申立人が主張する場所に支所は無かった上、戸籍の附票によると、申立人が同市B町に住所を定めたのは4年3月であることが確認できることから、その時点では、時効により申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が納付したと述べている10万円は、申立期間の国民年金保険料額とは大きく相違している上、申立人から聴取しても納付した期間については記憶が定かではないとしている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から52年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年12月から52年1月まで
申立期間当時は学生であったが、親から国民健康保険と国民年金の保険料はきちんと納付するように言われていたので、両方一緒に納付していた記憶がある。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年4月20日にA市で払い出されていることが確認できる上、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及び申立人が53年12月に転居したB市（現在は、C市）の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人は、52年2月28日に任意加入により国民年金被保険者資格を取得したことになることが確認できることから、任意加入の場合、加入手続時点以前に遡って被保険者資格を取得することはできないことから、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、申立人は、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、オンライン記録において、申立人の氏名を各種の読み方により調査したが、未統合となっている記録は確認できない上、申立人が、申立期間に居住していたC市、D市及びE市では、申立人が申立期間に国民年金に加入していた記録は無いと回答しているなど、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年4月までの期間及び41年5月から44年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年4月まで
② 昭和41年5月から44年6月まで

私は、昭和49年7月4日に日本国籍を取得し日本に帰化した。将来日本に帰化するつもりでいたので、36年4月から国民年金に加入し国民年金保険料を納付してきた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する「帰化の許可通知について」により、申立人が昭和49年7月4日に日本国籍を取得したことが確認できるところ、国民年金の被保険者資格を20歳以上60歳未満の「日本国民」とする国籍条項が撤廃されたのは57年1月であることから、申立期間当時、日本国籍取得以前であった申立人は、制度上、当該期間に国民年金に加入することはできなかったものと考えられる。

また、オンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の4番前の者が平成4年3月に20歳で国民年金被保険者資格を新規取得していることから、申立人は、それ以降に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、それ以前に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

私は、年金の未加入期間を生じさせることが無いように国民年金保険料を納付してきたが、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間は保険料が未納となっているとの通知があり、納得できない。

申立期間は、夫の母を通じて、自宅近くの金融機関にて国民年金保険料を納付していたと思うので、当該期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金の任意加入手続を行ったとしているものの、その時期は不明であるとしており、所持している 2 冊の年金手帳にも申立期間に係る資格取得及び資格喪失の記載が無いことから、申立期間当時、国民年金に任意加入したことを確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和 57 年 1 月 27 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、申立期間当時、申立人の夫は共済組合に加入しているため、国民年金への加入は任意となるどころ、申立人に係る A 町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人は、同年 4 月 20 日に任意加入による国民年金被保険者資格を取得していることから、申立期間は未加入期間となり、納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間は夫の母を通じて、自宅近くの金融機関にて国民年金保険料を納付したと思うとしているが、夫の母は既に亡くなっており、当時の納付状況等について証言を得ることができない。

加えて、申立人及び夫の母が申立期間の国民年金保険料を納付していた

ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として第四種厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 21 日から 60 年 4 月 16 日まで

私は、A事業所を退職して専業主婦になる際に、当該事業所の経理担当者から、厚生年金保険の加入期間が10年になるように、保険料を退職時に一括で納付した方がよいと助言されて納付したにもかかわらず、申立期間に係る任意継続の厚生年金保険記録が無いことに納得できないので調査をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所を退職する際に、当該事業所の事務室で厚生年金保険の第四種被保険者に係る加入手続をし、厚生年金保険料を一括で納付したとしている。

しかしながら、第四種被保険者制度は、厚生年金保険被保険者期間が10年以上ある者が、被保険者の資格を喪失した時に、老齢年金を受けるために必要な資格期間(240か月)を満たしていない場合に、資格期間を満たすまで退職後も引き続き被保険者となることができる制度で、オンライン記録で確認できる申立人の昭和58年10月時点における厚生年金保険被保険者期間は9年7か月であり、10年に満たないことから被保険者の資格要件を満たしておらず第四種被保険者となることができない上、申立人は、加入手続を当該事業所の事務室で行ったと述べているが、当該加入手続は社会保険事務所(当時)で行うものである。

また、事業主は、申立てを確認できる当時の資料が無く、当時のことを知っている者もないことから、申立人の退職時における厚生年金保険に係る事務の取扱いについては不明と回答しているほか、申立人も当時の事務担当者の氏名を記憶しておらず、当時の事務処理状況等について確認す

ることができない。

さらに、申立期間当時に申立人が居住していた住所地を管轄する年金事務所では、申立期間に係る厚生年金保険第四種被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらないと回答している。

このほか、申立期間の第四種厚生年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の当該保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として申立期間に係る第四種厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 6 月 1 日から 31 年 11 月 1 日まで
② 昭和 53 年 6 月 1 日から 54 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 59 年 6 月 1 日から 62 年 1 月 1 日まで

申立期間①は、A社B工場に勤務し、申立期間②は、C社に勤務し、申立期間③は、D社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の元同僚の証言から、申立人がA社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、E社F工場（A社の統合後の社名）は、A社B工場に係る資料は保存されておらず、申立人の勤務状況についても不明であると回答している上、オンライン記録によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 28 年 3 月 20 日であり、それ以前に、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、複数の元同僚に照会した結果、申立人は、臨時社員であったと回答している者がいるところ、申立期間①当時に当該事業所の係長であった元同僚は、当該工場は臨時社員を多数採用し操業しており、臨時社員は厚生年金保険に加入させていなかったと回答しているとともに、申立人が同僚として名前を挙げた者の中には、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無い者もいることなどから、当該事業所では必ずしも社員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

申立期間②について、複数の元同僚の証言から、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の連絡先も不明のため当時の状況を確認することができないことから、当時の役員に照会をしたところ、申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入については不明であると回答している。

また、当該期間において、当該事業所で厚生年金保険の加入記録がある複数の者に照会をしたところ、元同僚の1名は、当該事業所には厚生年金保険に加入せずに勤務していた者もいたと回答している。

さらに、複数の元同僚は、申立人が当該事業所で勤務していたことを記憶しているが、申立人が厚生年金保険に加入していたか否かについては分からないと回答している。

加えて、当該期間において、申立人が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間③について、複数の元同僚の証言から、申立人がD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社は平成8年6月に解散しており、当該事業所の元役員に照会したが回答が無く、申立人の勤務状況や厚生年金保険への加入などについて詳細を確認することができない。

また、申立人が記憶する元同僚は、申立人が勤務していたことについては覚えていたものの、厚生年金保険に加入していたか否かについては分からないと回答している。

さらに、申立人は、D社から支給された給与について、年末には精算するとして、毎月2、3万円の入った封筒を当該事業所の役員から渡されるだけで、支給される給与の内訳や、給与から控除された金額などについての明細書などは無かったとしている。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2061 (事案 193 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月30日から48年7月11日まで
私は、船舶Aに昭和47年8月30日から48年7月11日まで通信士として乗っていたが、船員保険の加入記録が無い。船員手帳により乗船が確認できるので加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間に係る船舶所有者B氏の船員保険被保険者名簿の被保険者番号を確認したが、申立人の氏名は確認できず欠番も見当たらないこと、ii) 当該船舶所有者は、昭和52年7月30日に船員保険適用船舶所有者ではなくなっているため、申立期間に係る船員保険料の控除を確認できる関連資料等が無いこと、iii) 当時の同僚等の証言も得られず、申立内容を確認できる周辺事情は見当たらないことなどから、申立人が船員保険被保険者として申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対し平成20年7月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして、再申立てを行っているが、船員保険料の控除を確認できる新たな資料は見当たらない上、申立期間において当該船舶所有者で船員保険に加入している複数の元同僚に照会したところ、元同僚2名は、申立人に係る船員保険料の控除については、分からないと回答している。

さらに、申立人が所持する船員手帳に記載されている船長の加入記録を確認したが、申立期間に係る当該船舶所有者の船員保険被保険者名簿において、当該船長の氏名は見当たらず、当該船舶における船員保険の加入記

録は確認できない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から 58 年 2 月 26 日まで

私は、昭和 51 年 4 月から 58 年 2 月まで A 社に勤務したが、ねんきん定期便によると、勤務期間中の標準報酬月額が実際の給与支給額より低い額となっているので、実際の給与支給額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額と給与支給額との相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することになる。

申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 54 年 2 月までの期間、同年 4 月、同年 7 月から 55 年 12 月までの期間及び 56 年 2 月から 58 年 1 月までの期間については、申立人が所持する給与支払明細書により確認できる報酬月額は、一部の期間においてオンライン記録の標準報酬月額よりも高いことが認められるが、厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和 54 年 3 月、同年 5 月、同年 6 月及び 56 年 1 月の報酬月額及び厚生年金保険料控除額については、申立人が所持する給与支払明細書により報酬月額は確認できるものの（昭和 54 年 6 月を除

く。) 厚生年金保険料は翌月分の給与から控除されており、当該期間の各月の翌月分の給与支払明細書が無く保険料の控除額の確認ができないことから、A社に照会したが、申立人の賃金台帳等を保存していないため確認することができなかった。しかし、オンライン記録における当該月の標準報酬月額は、いずれの月も前後の月と同額であることが確認できるほか、申立人の標準報酬月額の記録は、遡及して訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

さらに、B厚生年金基金が保管する加入員資格記録（電子データ）における申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間における申立人の標準報酬月額が、申立人の主張する標準報酬月額であることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 9 月頃まで
② 昭和 40 年 9 月頃から 41 年 4 月 21 日まで

私は、昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 9 月頃までの期間は A 事業所に、同年 9 月頃から 41 年 4 月 21 日までの期間は B 事業所にそれぞれ勤務したが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、当時の厚生年金保険適用事業所に両事業所は見当たらないとの回答を得た。

しかし、両事業所に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険に加入していたかどうか調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る A 事業所及び申立期間②に係る B 事業所は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない上、両事業所が所在したとする地域の管轄法務局に照会したが、両事業所の商業登記簿は見当たらないとの回答を得た。

また、雇用保険の加入記録によると、申立期間①及び②に係る両事業所における申立人の記録は見当たらない上、申立人は、申立期間②のうち、昭和 41 年 3 月 10 日から同年 4 月 21 日までの期間は、C 社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る両事業所の正式名称及び同僚等を記憶していないため、申立期間①及び②当時の申立人の勤務状況等を確認することができないほか、申立人は、「申立期間①及び②当時は、健康保険証をもらっていないかった。保険料を給与から控除されていたかどうか覚えていない。」旨述べている。

加えて、申立人は、A 事業所は「D 社」が経営しており、代表者の氏名

のうち姓を覚えている旨述べているところ、E県内に所在し、申立期間①
当時に厚生年金保険の適用事業所となっていた「D社」及び類似名称の
「G社」、「H社」の名称が付く計9事業所の事業所別被保険者名簿又は
健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間①に被保険者
資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号にも
欠番が無い上、当該名簿の代表者及び当該事業所のオンライン記録に申立
人が覚えていた姓の代表者は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料を事業主
により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は
見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事
業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 1 日から平成 12 年 7 月 4 日まで
私は、昭和 47 年 3 月 1 日から平成 12 年 7 月 4 日までの期間、A社（現在は、B社）に勤務したが、残業手当や休日手当などを含めると標準報酬月額が少ないような気がするので、勤務した全期間の標準報酬月額を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立期間のうち、入社時の昭和 47 年 4 月について、申立人から提出された給与支給証明書（昭和 47 年 9 月 16 日付け、A社発行）において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は 5 万 6,000 円であり、一方、当該証明書において、源泉控除されたことが確認できる船員保険料に見合う標準報酬月額は 4 万 2,000 円である。

したがって、申立人の標準報酬月額として認定される額は、4 万 2,000 円であり、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（4 万 8,000 円）より低額であることから、当該期間の記録訂正をする必要は認められない。

また、昭和 47 年 5 月から同年 8 月までの期間については申立人から提

出された給与支給証明書及び平成10年4月から12年7月までの期間については事業を承継したB社が保管していた賃金台帳を基に算出した標準報酬月額と、オンライン記録上の標準報酬月額と全て一致していることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、昭和47年3月及び同年9月から平成10年3月までの期間について、申立人は、当該期間に係る給与明細書等を保存していないため、事業を承継したB社に照会したが、同年4月以降の賃金台帳は保管しているものの、それ以前の賃金台帳等は保存していないとしている。

加えて、申立人と同日に船員保険の被保険者資格を取得した同僚の標準報酬月額の記録を確認したところ、申立人と同様の標準報酬月額となっていることが確認できる上、船員保険被保険者名簿及びオンライン記録の訂正等が行われた形跡も無く、不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月頃 から 43 年 6 月頃 まで
私は、昭和 41 年 6 月頃 から 43 年 6 月頃 まで、A 社 B 支店（現在は、C 社）に勤務した。

しかし、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する A 社 B 支店の名刺（申立人を含む 4 名分）及び元上司の証言から、勤務期間の特定までには至らないが、申立人が同社 B 支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時の元上司は、「営業担当者とは委任契約を締結しており、一定の営業成績に達しないと厚生年金保険には加入できなかった。」旨回答している。

また、C 社は、「社員の社会保険の加入記録等が確認できる社会保険加入台帳によると、申立人の加入記録は無く、人事記録及び賃金台帳等も保管していない。当時は、約 7 か月から 1 年 6 か月程度の試用期間経過後に営業成績により厚生年金保険に加入させる取扱いであったと思われる。」旨回答している。

さらに、当該事業所が加入している D 健康保険組合は、申立人に係る申立期間の加入記録は確認できなかったと回答している。

加えて、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿等によると、申立人から名刺の提出があった 3 名の加入記録は確認できるが、申立期間に申立人の氏名は見当たらない上、類似する名称の E 社に係る事業所別被保険者名

簿においても、申立期間に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 8 月 26 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 49 年 8 月 21 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 4 月から 47 年 8 月までの期間は、A 社（現在は、B 社）に勤務し、同年 9 月から 49 年 8 月までの期間は、C 社に勤務した。

それぞれ退職月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、当該事業所における申立人の資格取得日は昭和 46 年 4 月 16 日、資格喪失日は 47 年 8 月 26 日であることが確認でき、雇用保険の加入記録においても、取得年月日は 46 年 4 月 16 日、離職日は 47 年 8 月 25 日となっており、厚生年金保険の加入記録と合致している。

また、B 社は、当時の賃金台帳等の関係資料は確認できない旨回答しており、申立期間の保険料控除についても不明としていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

申立期間②について、C 社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、当該事業所における申立人の資格取得日は昭和 47 年 9 月 11 日、資格喪失日は 49 年 8 月 21 日であることが確認でき、雇用保険の加入記録においても、取得年月日は 47 年 9 月 12 日、離職日は 49 年 8 月 20 日となっており、厚生年金保険の加入記録とほぼ合致している。

また、C 社は、当時の賃金台帳等の関係資料は保管しておらず、申立期間の保険料控除についても不明である旨回答していることから、申立人の

申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができなかつた。

なお、申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書は所持していないが、保険料が控除されていたと思うとしているところ、申立人は、両事業所における退職日はオンライン記録どおりであると思うとも述べており、仮に申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できたとしても、厚生年金保険法第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、申立期間①は昭和 47 年 8 月 26 日、申立期間②は 49 年 8 月 21 日となり、申立人の主張する 47 年 8 月及び 49 年 8 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月 2 日から 30 年 12 月 26 日まで
② 昭和 51 年 11 月から 52 年まで

私は、昭和 27 年 4 月 2 日から 30 年 12 月 26 日まで A 社で厚生年金保険に加入していたが、年金記録を確認したところ、同社での被保険者期間について脱退手当金を受給したとされていることが分かった。

また、昭和 51 年 11 月から 52 年まで B 社に勤務したが、年金記録を確認したところ、同社に勤務した期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

各申立期間について、A 社では脱退手当金を受給した記憶が無く、B 社に勤務していたことは事実なので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の厚生年金保険被保険者台帳に記載された A 社に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 3 か月後の昭和 31 年 3 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはでき

ない。

- 2 申立期間②について、当該期間にB社（後に、C社）で厚生年金保険の被保険者であった27名に照会したところ、12名から回答があり、そのうち2名が「申立人を知っている。」と回答していることから、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間②において本社で販売員の人事管理の担当課長であったとする者は、「販売員で厚生年金保険に加入しているのは社員と準社員だけのごく一部であり、ほとんどの販売員は加入させていない。」と証言しており、申立人が同僚として挙げている4名のうち3名に当該事業所において厚生年金保険に加入したとする記録は見当たらず、1名は申立期間②以後の昭和53年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、C社の取締役であった者及び平成13年に当該事業所を吸収合併したとするD社に照会したが、当時の資料は無いと回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、昭和42年4月からB社（C社）が厚生年金基金に加入していたことから、企業年金連合会に照会したところ、同連合会は、申立人の厚生年金基金加入記録は見当たらないとしている。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。